

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	しまねけん いずもし	ふりがな	たいしやちくかつせいかけいかく
計画主体名	島根県 出雲市	活性化計画名	大社地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和6年度～令和8年度 令和6年度～令和7年度	総事業費(交付金)	772,200千円(163,890千円)
活性化計画目標	地域産物の販売額の増加(年間136,513千円) 交流人口の増加(年間38,000人)	事業活用活性化計画目標	地域産物の販売額の増加(年間136,513千円) 交流人口の増加(年間38,000人) 収穫体験以外の体験機会の提供数(年間10回)

計画主体 確認の日付	令和6年 2月 16日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		大社地区活性化計画は、イチゴの収穫体験農園を整備することで、地域農産物の販売拡大や交流人口の増加、新たな雇用の創出を図るものである。このことから、農山漁村と都市との地域間交流を促進することで集落機能の維持及び地域の発展を目指すという法及び基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		事業活用活性化計画目標及び評価指標には、地域農産物の販売拡大や交流人口の増加を設定しており、イチゴの収穫体験農園(観光農園)は、これらの成果が見込めるものであり妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標は、イチゴ収穫体験農園という新たな交流拠点

	るか。			を設けることにより、地域農産物の販売拡大や交流人口の増加を図り、もって地域を活性化することである。市が進める観光施策（365 日楽しめる出雲）と連携して目標達成を図る計画としており、事業活用活性化計画目標「農観連携・グリーンツーリズムの促進」と整合が取れている。（別添資料 1-1 参照）
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		過去に実施している活性化計画はあるが、改善計画期間ではない。（自主的な取組状況を報告している。）
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		出雲市総合振興計画「出雲神話 2030」（計画期間：R4～11 年度）では、「農林水産業の魅力アップでやりたい職業へ」や「自然資源や歴史・文化を活かして交流人口 1 億人（8 年）」といった目標を掲げ、まちづくり施策を展開することとしている。本活性化計画は、この目標達成に資するものである。また、出雲市農業振興地域整備計画における農用地区域内の遊休農地を再生するものでもあり、計画と調和している。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		農業者や地元住民、J A などの関係団体で構成する大社地区活性化協議会（地域協議会）において、話し合いを行った。（別添資料参照）
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		大社地区活性化協議会には 2 名の女性委員がおり、積極的に提案いただいている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		事業は、事業実施主体を中心として、東日本大震災の復興の象徴と言われる宮城県本山町のイチゴ収穫体験農園事業を手掛ける株式会社 G R A が生産技術や観光農園の運営ノウハウを提供する。また、地域農産品を扱う J A や生産者団体、観光戦略を立案・実施する市や観光団体が事業実施主体と連携して、事業目的達成に向けて取組む体制を整えている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不	○		事業内容は、イチゴの収穫体験農園施設（栽培ハウス、親株育苗ハウス）を整備し、地区内で生産のないイチゴを市の観光施策を

	要)。 農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		絡めて新たな特産品とし、地区内農産物の販売額の増加を図るものである。このことで、旬の異なるぶどう等、地区内農産物への波及効果も期待できる。また、イチゴの収穫体験農園は全国的に人気があり、県内外からの新たな交流人口を生み出すものと考えられる。これらのことから、目標との整合性は確保されている。
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		施設整備は、令和6,7年度の2か年で行い、令和7年度中の開業を予定することから、事業実施期間を令和6年度～令和7年度としている。計画期間についても、活性化計画の「今後の展開・方向」に掲げる取組の実施を考慮して令和6年度～令和8年度としており適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		事業実施主体は、農振法に基づく農用地の用途区分の変更（農地⇒農業用施設）の申請を行い、本年3月末には手続きが完了する見込み。その後に農地法に基づく農地の所有権移転手続きを行うこととしている。なお、既に農業委員会とは事前協議を終えている。また、都市計画法に基づく開発協議を並行して進めており、農振法の手続きと同時期に終える見通しである。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		【イチゴハウス（収穫体験ハウス、親株育苗ハウス）】 事業費：712,800,000円（消費税込み） うち交付対象事業費：273,780,000円 (6,084㎡*45千円。消費税抜き) 交付要望額：136,890,000円 交付限度額：交付対象事業費 273,780,000円×交付額算定交付率 50%=136,890,000円 ※ハウス整備の交付対象事業費は、限度額（低コスト耐候性ハウ

				<p>ス=45千円/㎡)をハウス面積に乗じたものとしている。</p> <p>【附帯工事費(駐車場・外構)】</p> <p>事業費:59,400,000円(消費税込み)</p> <p>うち交付対象事業費:54,000,000円(消費税抜き)</p> <p>交付要望額:27,000,000円</p> <p>交付限度額:交付対象事業費54,000,000円×交付額算定交付率50%=27,000,000円</p> <p>(別添資料1-9参照)</p> <p>○上記の交付要望額の計は、163,890,000円であり、交付限度額の範囲内である。</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	○		<p>活性化計画では、大社地区は大社町全域から用途地域を除く区域としている。</p> <p>当地区の農地面積は618haと区域面積の約19%を占め、農林漁業従事者は地域内就業者の約6%である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地面積/区域面積=618ha/3,261ha=18.95% ・農林漁業従事者数/地域内就業者数=429人/6,754人=6.35% <p>当該地区は、法第3条の各号に該当するものであり、区域設定は適切である。</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		すべて新設する事業であり、令和6年度の着手を予定している。実施中又は既に完了したものを切り替えるものではない。

2-2	<p>土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。</p>	○		<p>ハウスは、リフティング栽培方式の導入を前提に、専門業者が設計しており、安全性に問題はないものとする。</p> <p>施工については、入札において公共事業等の実績のある事業者を対象に選定することにより、関係法令や設計及び安全基準の遵守等、監理、監督を徹底させることができる。</p>
	<p>実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、<u>木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</u></p>	—		該当なし
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。</p>	—		該当なし
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。</p>	—		該当なし
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。</p>	○		<p>交付対象とする施設等の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表の年数表に照らし、次のとおり5年以上である。</p> <p>【イチゴハウス】 耐用年数14年 （建築物（農林業用のもの：主として金属造のもの））</p> <p>【附帯工事費（駐車場・外構）】</p>

				耐用年数 10 年 (構築物 (舗装道路及び舗装路面 : アスファルト敷又は木れんが敷のもの))
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か (農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業) 費用対効果算定要領 (令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号) により適切に行われているか) (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)	○		イチゴの収穫体験農園については、費用対効果算定要領に基づき、費用対効果を算定している。 ・年総効果額 430,920,000 円 (内訳) 農林漁業体験等効果 388,266 千円 就業機会増加効果 42,654 千円 ・総合耐用年数 13.5 年 ・還元率 0.1001 ・妥当投資額 4,304,890 千円 ・投資効率 5.57 (別添資料 2-5 参照)
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	○		投資効率は、5.57 であり 1.0 以上である。
	実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—		該当なし
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記 3 に定める要件等を満たしているか。	○		要件類別 : 交流対策型 事業 : 第 1 農村地域等振興支援 (1) 多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備 事業メニュー : ・農林漁業・農山漁村体験施設 (イチゴ収穫体験農園) 事業実施主体 : 株式会社 T S K 農縁 ・(株) T S K 農縁は、農業による雇用の拡大や所得の確保、遊休

				<p>農地の解消などにより地域振興に貢献することを目的にR5年4月に設立された会社である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金 5,000 万円、常時使用の従業員数 8 人（現状）の会社であり、大社地区活性化協議会（地域協議会）に構成員として参画している。（別添資料 2-6 参照） <p>対象地域：大社地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大社地区は、特定農山村地域及び半島振興地域に指定されている。 <p>以上のことから、事業内容、事業実施主体等については、実施要領別記 3 に定める要件等を満たしている。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		<p>事業実施主体は株式会社である。整備するハウスはイチゴ栽培用の仕様で、敷地の大部分（物販施設敷地及び再生可能エネルギー発電施設敷地等を除く）について農振法、農地法の手続きをとることから、目的外使用のおそれはない。</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		<p>観光地である大社地域内の道の駅やワイナリーの入込客数を踏まえ、計画施設の規模や株GRAが運営又は技術提供した類似施設の実績を勘案して入場者数を算出している。</p>
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○		<p>イチゴの観光農園は、大社地区から約 60 km（車で約 1 時間 20 分）離れた安来市に約 10 園（県東部の約 9 割に相当）存在する。このうちの多くが、予約がなかなか取れないほどの人気である。料金は、2,200～3,000 円と他県のイチゴ観光農園よりも若干高めに設定されている。計画する観光農園もこれらと同程度の価格設定を考慮しており、距離的にも競合する可能性は低い。</p>
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		<p>イチゴ収穫体験農園は、イチゴの収穫時期から開園期間を 12 月から 5 月までと想定している。利用対象者は、移動時間 60 分以内を</p>

			<p>主な商圈とし、観光地に立地すること、市の観光施策との連携にも取り組むことから、県外からの観光客の来場も見込まれる。また、関連施設として整備する直売・飲食施設（交付対象外）において、イチゴの加工品や地区内のブドウ、サツマイモなどの農産物の販売、地区内農産物を用いた食事の提供等を通年提供できるように検討している。</p>
	<p>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。</p>	○	<p>事業地は、出雲大社（勢溜）から約 3 kmに位置する。山陰自動車道出雲 I C（事業地まで約 10 km）、J R 出雲市駅（事業地まで約 7 km）、出雲空港（事業地まで約 20 km）から出雲大社に向かう道中に存し、自家用車や観光バス、タクシーなどを用いる観光客が立ち寄りやすい環境にある。施設の規模は、事業地の面積・形状において、関連施設である直売・飲食施設や再生可能エネルギー発電設備を含め、来場者の動線を考慮した配置と事業の採算性に基づいて設定されている。</p> <p>他施設との連携については、イチゴのシーズンのみの開園になることから、時期が異なるブドウやサツマイモ（※R7 年度開園予定）の観光農園と連携し、通年収穫体験が楽しめる地域であることを P R する。また、関連事業として整備する物販施設において、ワイナリーや道の駅と連携して販売拡大に取り組むことも検討している。</p>
	<p>ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。</p>	○	<p>外部コンサルに依頼し、マーケティング調査とともに、取り組むべき広報、販売活動等について整理している。イチゴは、(株)G R A がブランド化している「ミガキイチゴ」として販売することとされており、また、テレビ局のグループ会社であることから、テレビ等の媒体を最大限に活用した広報・宣伝を計画している。</p>
2-9	<p>施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。</p>	○	<p>イチゴの栽培の中心となる従業員（栽培研修中の 7 名）のうち 1 名を女性としている。親子連れも多く来場すると想定され、女</p>

				性従業員の意見を反映した施設運営が必要不可欠なことから、その視点をもって運営体制の検討に取り組まれている。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		限られた敷地において栽培面積を効率的に確保するため、リフティング栽培方式を採用しており、この方式導入に合わせたハウス仕様としており、過大な積算にはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		事業実施主体は、民間事業者として一定の収益を上げることで農業に携わる雇用者の維持、拡大を図り、地域振興に寄与する考えで本事業に取り組むものであり、イニシャルコストはなるべく低く抑えたい考えを持つ。そのことから、ハウスは耐久性を考慮しつつ、全体的にコストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		附帯施設は、イチゴの収穫体験に訪れる来場者用の駐車場、敷地周りのフェンスなどであり、適正である。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		備品は、対象外としている。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		事業地は、県道斐川出雲大社線に接し、出雲大社（勢溜）から約3 kmに位置する。山陰自動車道出雲IC（事業地まで約10 km）、JR出雲市駅（事業地まで約7 km）、出雲空港（事業地まで約20 km）から出雲大社に向かう道中に存し、自家用車や観光バス、タクシーなどを用いる観光客等が立ち寄りやすい環境にあることから、高い集客効果が期待できる。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		既に施設用地の土地所有者とは仮契約を締結している。農振法及び農地法の手続き中であり、これらを経たうえで本契約とする。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			

	<p>交付要綱別紙 19 別表 2 の (1) 生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の II の II - 1 の第 2 の 4 の (2) 事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。</p>	—		該当なし
	<p>整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m²以内か（既存施設は除く）。</p>	—		該当なし
	<p>施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m²当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m²以内の交付算定額となっているか）。</p>	—		該当なし
2-15	<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。</p>			
	<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。</p>	—		該当なし
	<p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。</p>	—		該当なし
	<p>1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。</p>	—		該当なし
	<p>6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。</p>	—		該当なし
2-16	<p>事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。</p>	○		<p>事業費は、イノベーション整備事業による交付金を除き、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の活用を考えている。現在、公庫に相談するとともに、認定農業者の認定に向けて市（農業振興課）と協議を進めているところである。</p>

2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		原則として一般競争入札を実施する。ただし、ハウス内環境制御に資する特殊な栽培設備などについて、一般の競争に付することが困難又は不適當な場合には、指名競争入札又は随意契約によるものとする。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○		事業実施主体が維持管理計画を策定し、管理・更新に必要な資金の確保をあわせ適切な維持管理を行う。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		収支計画を策定しており、中小企業診断士による経営診断を受け、適正であるとの結果を得られている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	○		整備する施設の電力を、同一敷地内に整備する再生可能エネルギー発電施設から供給する計画である。この発電施設の整備には、環境省関係の事業を活用する予定である。施設が別棟であり、設計も別に行うことから、それら費用は明確に区分される。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。	○		整備する施設の電力は、同一敷地内に整備する再生可能エネルギー発電施設から供給する計画であるが、本事業の交付対象外としている。イチゴ収穫体験ハウスのイノベーション整備事業の活用を希望しており、交付対象外とした物販施設を含め、他の事業との重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		イチゴの生産施設は、収穫体験農園としての利用を主とするものであり、また、導入する栽培技術は、採算ラインでの投資が大きすぎ一般の農業者への普及には適さない。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		イチゴの生産施設は、観光農園としての利用を主とするものであり、また、出雲市においてイチゴの栽培は産地要件を満たさず、他の施策（強い農業づくり総合支援交付金）の対象にはならない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令	○		区分4）地域再生計画

	<p>和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記3の別紙2(以下「配分基準別紙」という。)による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか(ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)</p>		<p>区分6) 定住自立圏共生ビジョン 区分9) 女性の能力の積極的な活用 区分10) 地域別農業振興計画 農山漁村発イノベーション整備事業の活用について、 R6年3月に加筆改正する予定。 (別添資料2-23参照)</p>
--	---	--	--

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。